

| | |
|--------|---|
| 補償する損害 | 工事の完成引渡し後、工事目的物の瑕疵、欠陥に起因して派生した 第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、周辺住民を含む。）に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。 |
|--------|---|

（5）建設業退職金共済制度にもとづく掛金収納書の提出

- 建設業退職金共済制度（契約者は建設企業とする。）にもとづく掛金収納書（契約者が発注者へ）を提出すること。
- 共済証紙については、建設現場ごとの建設業退職金共済制度対象労働者及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとし、これを当該労働者の共済手帳に貼付する。なお、的確な把握ができない場合は、建設費（消費税及び地方消費税を含む）に対する率として次表を参考とする。

| 建設費（消費税及び地方消費税を含む） | 率 |
|--------------------|-----------|
| 5億円以上 | 1.8/1,000 |

※上表は、労働者延べ就業予定数の 7 割が建設業退職金共済制度対象労働者（被共済者）であると仮定した数値のため、被共済者が労働者延べ就業予定数の 7 割とならない工事については、上表の数値に対象工事における労働者の建退共制度加入率（%）／70（%）を乗じて補正すること。

- 掛金収納書（契約者が発注者へ）は「建設業退職金共済掛金収納書（計算書）」に貼付し、市へ提出すること。